

西神楽地区〔聖和〕〔千代ヶ岡〕市民委員会地域の皆様へ

旭川空港における「特定利用空港」への対応について

寒冷の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、国から旭川市等に対して、旭川空港を「特定利用空港」の対象候補として検討している旨の説明がありましたので、次のとおりお知らせいたします。

1 特定利用空港・港湾とは

国は、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊や海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるように、空港や港湾の管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設けて、これらを「特定利用空港・港湾」としています。

このような空港・港湾においては、民生利用を主としつつ、自衛隊や海上保安庁の船舶・航空機の円滑な利用にも資するように、必要な整備又は既存事業の促進を図るとしています。

また、平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等にも資するように、「特定利用空港・港湾」と自衛隊駐屯地等とのアクセス向上に向けた、道路ネットワークの整備を図るとしています。

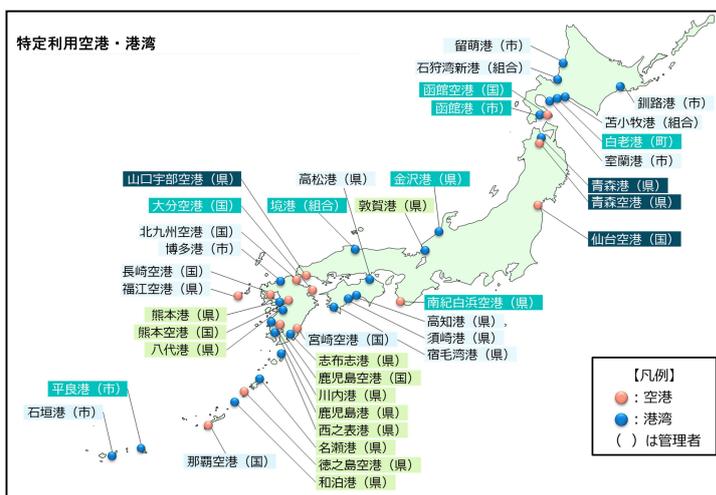
2 特定利用空港・港湾の状況

令和7年8月29日の時点で、全国では14空港・26港湾が特定利用空港・港湾となっています。そのうち道内には1空港・7港湾があります。

また、道路ネットワークの整備に取り組む事業は、今年度は全国で11事業であり、そのうち8事業が道内の事業となっています。

○特定利用空港・港湾
(令和7年8月29日現在)

○道路ネットワークの整備
(令和7年4月1日現在)



都道府県	整備事業 (箇所)
北海道	北海道縦貫自動車道 (士別剣淵～名寄)、北海道横断自動車道 (足寄～北見) 端野高野道路、厚賀静内道路、静内三石道路 (静内～東静内)、生田原道路、長沼南幌道路、遠軽上湧別道路
沖縄県	那覇北道路、小禄道路、豊見城東道路

3 これまでの経緯

(1) 国からの説明

令和7年6月25日に、国から旭川市、東神楽町等に対して、旭川空港を「特定利用空港」の対象候補としているとの説明がありました。

[主な説明内容]

- ・選定理由は、近傍に自衛隊駐屯地が所在していること、災害対応等に効率的な運用が可能となること。
- ・訓練は、基本的に年数回程度を想定している。
- ・訓練内容は、自衛隊機の技量の維持・向上や離着陸要領の確認等を目的とした慣熟訓練等となる。
- ・訓練内容や規模によっては、事前に関係自治体へ説明を行う。
- ・空港周辺の方々に及ぼす影響が最小限となるよう努めていく。
- ・年1回以上の意見交換の場を設けて、主要な訓練等の年間スケジュールや概要などを管理者と運営者に提供し調整を図るほか、緊急性が高い場合には迅速な調整を行う。
- ・民生利用を主としつつ、自衛隊や海上保安庁の利用にも資するように、現在実施中の誘導路の改良や無線施設の更新を中心に、今後も必要に応じて整備の促進を図る。
- ・年度内の調整を経て「円滑な利用に関する枠組み」に係る確認文書を交わし、令和8年度予算の公表に合わせて特定利用空港の追加を公表したい。

(2) 国への確認等

国に対して、旭川空港の運用、民間航空機の運航ダイヤ等への影響、旭川空港のインフラ整備の促進、地域住民や空港所在自治体への説明及び情報提供などについて確認を行いました。

また、管理者及び運営者の意見を考慮した運用の確保や本市及び東神楽町の住民その他関係者の理解を得るための取組の要請を行いました。

(3) 国からの正式依頼

国から、令和7年11月11日付けで「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と本市との間で確認することの依頼がありました。

4 その他

(1) 取組の概要

「特定利用空港・港湾」については、旭川市のホームページに掲載しています。

(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/452/459/460/d082934.html>)

(2) お問い合わせ・ご意見

ご不明な点がございましたら、次の担当までお問い合わせください。

ご意見は、令和8年1月16日(金)までにお寄せください。

(担当) 旭川市地域振興部交通空港課

旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎3階

電話：0166-73-7616

FAX：0166-27-3466

Eメール：airportoffice@city.asahikawa.lg.jp